

高知県東部広域地域公共交通協議会規約

平成30年3月27日制定

令和2年3月25日改正

(目的)

第1条 高知県東部広域地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域における需要に応じ、将来にわたり安心して利用できる公共交通ネットワークを確立するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を高知県安芸市矢ノ丸1丁目4番40号に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- 二 網形成計画の実施に係る協議に関すること。
- 三 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するため必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、安芸市副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 委員が協議会に出席できない場合は、あらかじめ届け出た者が代理出席できる。
- 3 会議の議決方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事

運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者にオブザーバーとして、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

- 第8条 第3条各項各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、安芸市企画調整課に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の経費をもって充てる。

(財産の移管)

第10条の2 協議会は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する費用の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。

(監査)

- 第11条 協議会に監査委員を2名置く。
- 2 監査委員は、南国市副市長及び奈半利町副町長をもって充てる。
 - 3 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。
 - 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監査委員であった者が出納監査を行うこととする。

2 前項の規定に基づく決算及び出納監査の後、残存財産が生じたときは、その全てを安芸市鉄道経営助成基金に寄附するものとする。

(規約の変更)

第14条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年3月25日から施行する。